

リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画書 第3次追補版(案)の策定

1. これまでの経過

- 施設の老朽化と合わせた居住環境の改善と、総合的な地域リハビリテーションシステムの構築を目的として、平成20年3月にリハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画を策定し、平成20年度から段階的に再編整備を推進している。
- 情緒障害児短期治療施設を追加整備するため、平成22年3月に第1次追補版を策定した。
- 市内3ヶ所に地域リハビリテーションセンターを整備するとともに、福祉センター跡地に整備する(仮称)南部リハビリテーションセンターに中央機能を置くこととしたことに伴い、旧計画における中央リハビリテーションセンターの機能を見直すため、平成24年11月に第2次追補版を策定した。

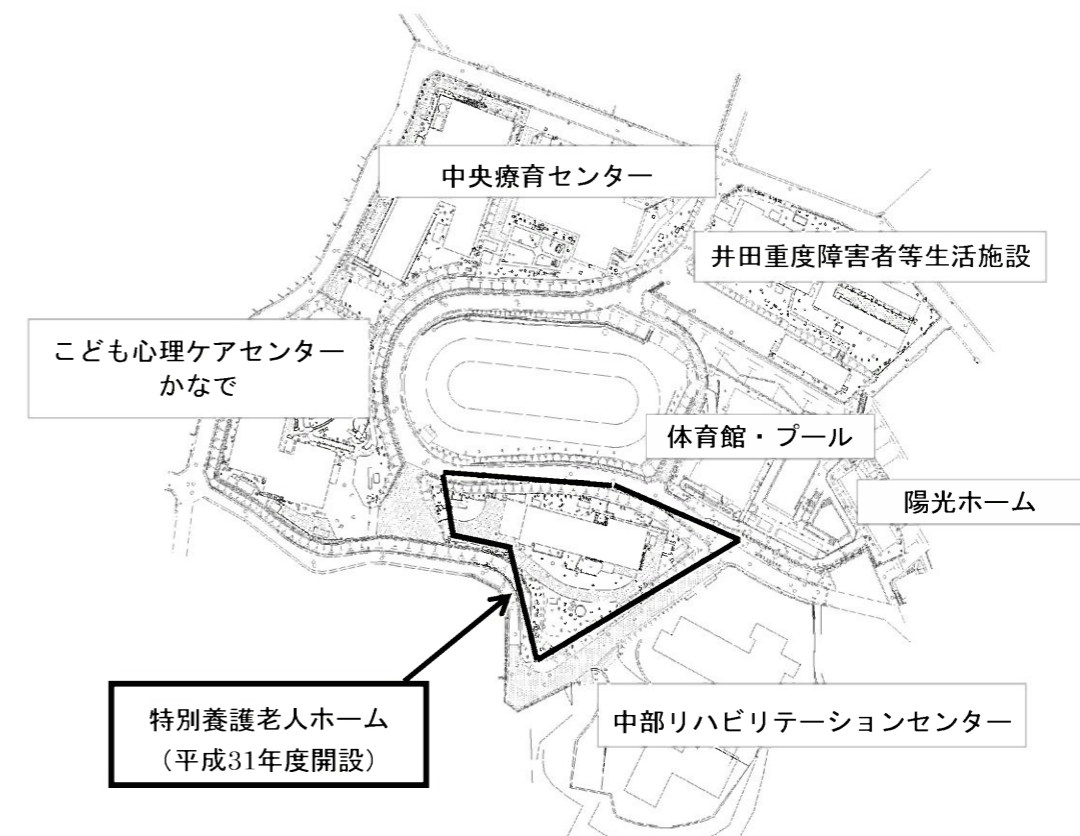
平成21年度	陽光ホームの開設(職員寮の改修)
平成23年度	中央療育センター(通所部門)の開設
平成25年度	井田重度障害者等生活施設の開設 中央療育センター(入所部門)の開設
平成27年度	こども心理ケアセンターかなでの開設
平成28年度	中部リハビリテーションセンターの開設 (井田障害者センター、井田日中活動センター、井田地域生活支援センター)

2. 計画見直しの背景

- (1)地域包括ケアシステムの推進に向けて
要介護高齢者の増加や疾病・障害の重度・重複化などを見据え、あらゆる世代の多様なケアニーズに対応可能な保健医療福祉サービスを提供できる仕組みを構築していく。
- (2)総合的・専門的な支援拠点の整備
自宅等で生活ができない方への入所支援とともに、専門的な支援を必要とする方への短期入所や病院等からの在宅復帰・地域移行など、より高度な地域支援を幅広い世代に提供する総合的・専門的な支援拠点を、地域の身近な場所に整備する。
(南部地域については、福祉センター跡地活用施設において整備予定)
- (3)障害者福祉と高齢者福祉の連携強化
障害福祉サービス事業所でも介護保険事業所でも高齢障害者に対するノウハウが乏しく、支援のあり方が課題になっていることから、障害者福祉と高齢者福祉の連携を強化していく。
- (4)福祉サービス基盤の計画的な整備
かわさきいきいき長寿プランや第4次かわさきノーマライゼーションプランに基づき、今後必要となるサービス量を確保するため、福祉サービスの基盤整備に計画的に取り組んでいく。

3. 計画見直しの内容

- 活用先が未定である旧・社会復帰棟エリアに、特別養護老人ホーム(定員130名程度)を整備する。(平成31年度開設)
- この特別養護老人ホームでは、中部リハビリテーションセンターをはじめとする障害者支援の専門機関・施設と連携し、高齢障害者の支援技術の向上に資する取組を実施するとともに、中部地域における総合的・専門的な支援拠点の一部として位置付ける。
- また、他の施設では受け入れが困難な障害特性や医療ケアを必要とする者について、障害者支援の専門機関・施設と連携しながら支援方法や支援体制のあり方を検討し、積極的に受け入れを図っていく。
- さらに、地域における生活を継続できるよう支援する拠点として、一時的・短期的な利用や在宅復帰を支援する機能の充実を図り、障害者が高齢となっても地域で生活することを支援する拠点としても活用していく。



4. 今後の検討事項

- 老朽化が進んでいる体育館・プールの再編整備については、障害者スポーツを取り巻く環境の変化を踏まえ、引き続き、そのあり方について検討していくこととする。
- 現行施設においては、リハビリテーション福祉・医療センター利用者をはじめとする障害児・者の健康づくりや社会参加の場として活用されていることも考慮し、今後の施設のあり方について検討していく。

川崎市リハビリテーション福祉・医療センター

再編整備基本計画書

【第 3 次追補版】

(案)

平成 28 年 10 月

川 崎 市

リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画書
【第3次追補版】

目 次

1. はじめに	1
2. 再編整備の進捗状況	2
3. 基本計画見直しの背景	3
(1) 地域包括ケアシステムの推進に向けて	
(2) 総合的・専門的な支援拠点の整備	
(3) 高齢者福祉と障害者福祉の連携強化	
(4) 社会サービス基盤の計画的な整備	
4. 基本計画見直しの内容	5
5. 施設構成	6
6. 施設配置計画	8
7. 今後のスケジュール	9
8. 今後の検討事項	9

1. はじめに

中原区井田の川崎市リハビリテーション福祉・医療センターは、総合的な地域リハビリテーションシステムの構築などを目的として、平成20年3月に策定した「川崎市リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づき、施設整備を進めてきました。

この間、情緒障害児短期治療施設の追加整備や、地域リハビリテーションセンター整備基本計画の策定を踏まえた施設構成の変更など2回に渡って基本計画を追補し、複雑多様化する保健福祉医療ニーズに的確に対応するために、計画内容を適宜変更しながら取組を進めてきています。

今日の保健福祉医療を取り巻く状況として、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。こうした社会的要請を踏まえ、本市では、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を平成27年3月に策定しました。このビジョンにおいて、本市における地域包括ケアシステムは、高齢者をはじめ、障害者や子どもも含めた「全ての地域住民」を対象としていくこととし、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念として、保健医療福祉施策を推進していくこととしています。

こうした理念のもとに、本市では、平成28年1月に策定した「川崎市福祉センター跡地活用施設整備基本計画【改訂版】」により、年齢や疾病・障害種別を問わない総合的な支援を地域に根差しながら展開していくため、(仮称)南部リハビリテーションセンターとともに特別養護老人ホームと障害者入所施設を一体的に川崎区日進町に整備することとしました。

このような経過を踏まえ、同センター内に特別養護老人ホームを新たに整備するとともに、すでに整備してきた各施設と連携していくことにより、川崎市リハビリテーション福祉・医療センターを中部地域の総合的な地域支援の拠点としていくため、基本計画を追補します。

2. 再編整備の進捗状況

平成20年3月の基本計画策定以降、次のとおり再編整備を進めてきました。

平成21年度	陽光ホームの開設（職員寮の改修）
平成23年度	中央療育センター（通所部門）の開設
平成25年度	井田重度障害者等生活施設の開設 中央療育センター（入所部門）の開設
平成27年度	こども心理ケアセンター「かなで」の開設
平成28年度	中部リハビリテーションセンターの開設 ・井田障害者センター ・井田日中活動センター ・井田地域生活支援センター

3. 基本計画の見直しの背景

(1) 地域包括ケアシステムの推進に向けて

平成24年11月に策定した「川崎市地域リハビリテーションセンター整備基本計画」では、専門的なリハビリテーションを生活の場で提供していくため、年齢や疾病・障害種別を問わない総合的な支援を地域に根差しながら展開する地域リハビリテーションセンターを市内3ヶ所に整備することとしています。ケアが必要になっても地域で暮らし続けられるようにするためには、従来のように施設や病院の中で提供してきた専門的な支援を、自宅等の地域の中で提供していくことが必要となることから、地域リハビリテーションセンターを基点とした支援ネットワークを形成していくことが必要となります。

こうした取組を進める中で、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域を実現するため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していくことが必要とされるようになりました。本市においては、平成27年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、高齢者をはじめ、障害者や子どもも含めた「全ての地域住民」を対象として地域包括ケアシステムを構築していくこととしています。

要介護高齢者の増加や疾病・障害の重度・重複化などを見据え、あらゆる世代の多様なケアニーズに対応可能な保健医療福祉サービスを提供できる仕組みとして、地域包括ケアシステムを構築していく取組を進めていくことが求められています。

(2) 総合的・専門的な支援拠点の整備

地域包括ケアシステムは、医療ケアを必要とする人であっても、病院に入院し続けるのではなく、地域で暮らしていけるようにしていくことを目指すものです。そのためには、医療ケアも含めた専門的ケアを地域の中で提供していくことが必要となりますが、地域のすべての事業所があらゆるケアを提供していくことは困難であり、多様な主体間での役割分担と連携の仕組みをつくっていくことが求められます。

その上で、高度な支援を提供するためには、専門性の高い施設設備と職員体制が必要となることから、南部地域（川崎区日進町に整備予定）においては、地域リハビリテーションセンターに備わる専門相談機能と通所サービス機能に加えて、高齢者と障害者の入所サービス機能も併設させることにより、自宅等で生活ができない方への入所支援とともに、専門的な支

援を必要とする方への短期入所や病院等からの在宅復帰・地域移行など、より高度な地域支援を幅広い世代に提供する総合的な支援拠点として整備することとしています。

中部地域における地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の身近な場所に総合的・専門的な支援拠点を整備するとともに、地域の支援ネットワークの基点として活用していくことが必要です。

(3) 障害者福祉と高齢者福祉の連携強化

障害者の高齢化が進行しており、従来の事業所の体制・人員では十分な支援が行えなくなるとともに、障害者自身も日中活動への参加が困難となったり、若年者と同様に日中活動ができなくなっている等の指摘がなされています。また、障害福祉サービス事業所では高齢者に対応するノウハウが、介護保険事業所では障害者に対するノウハウが、それぞれ乏しいため、高齢障害者への支援のあり方が課題とされています。

一方で、高齢者福祉において課題となっている身体機能の低下や認知症への対応などは、障害者福祉における専門スキルを活用することが効果的であることが少なくありません。

こうした状況を踏まえ、本人の心身機能の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、障害者福祉と高齢者福祉の連携を強化していくことが求められています。

(4) 福祉サービス基盤の計画的な整備

少子高齢化の一層の進展等により増大する複雑多様な市民ニーズや課題に的確に対応するための施策展開が求められています。

このため、第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「かわさきいきいき長寿プラン」や「第4次かわさきノーマライゼーションプラン」に基づき、今後必要となるサービス量を確保するため、福祉サービスの基盤整備に計画的に取り組んでいます。

リハビリテーション福祉・医療センター再編整備については、基本計画に基づく取組を着実に進めることを基本としながら、社会情勢の変化や関係する計画の進捗状況等を踏まえ、柔軟かつ適切な対応を図っていくことが必要とされます。

4. 基本計画見直しの内容

地域包括ケアシステムの推進などの社会的要請を踏まえ、活用先が未定であった旧・社会復帰棟エリアに、特別養護老人ホーム（定員130名程度）を整備します。

この特別養護老人ホームは、中部リハビリテーションセンターをはじめとする障害者支援の専門機関・施設と連携し、高齢障害者の支援技術の向上に資する取組を実施するとともに、中部地域における総合的・専門的な支援拠点の一部として位置付けていきます。

また、他の施設では受け入れが困難な障害特性や医療ケアを必要とする者について、障害者支援の専門機関・施設と連携しながら支援方法や支援体制のあり方を検討し、積極的に受け入れを図っていきます。

さらに、地域における生活を継続できるよう支援する拠点として、一時的・短期的な利用や在宅復帰を支援する機能の充実を図り、障害者が高齢となっても地域で生活することを支援する拠点としても活用していきます。

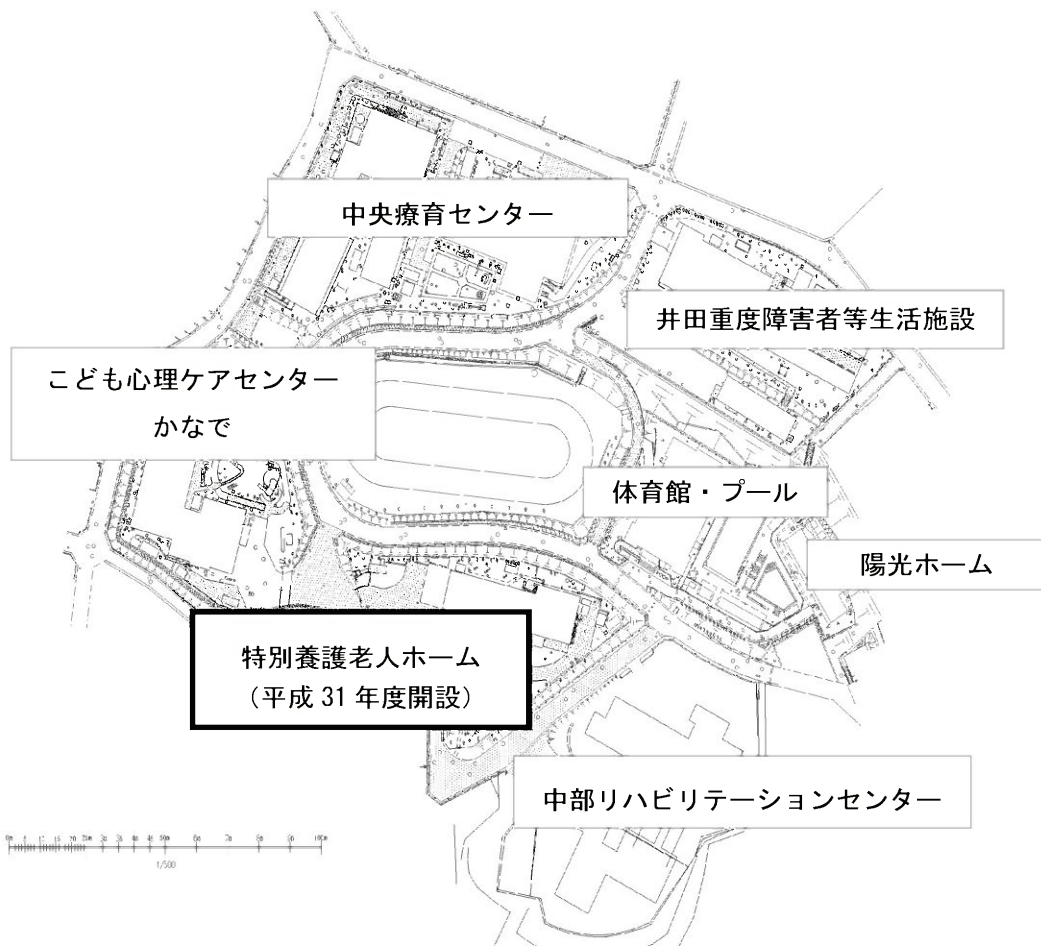
5. 施設構成

施設名	施設機能	開設年度 運営形態
中央療育センター	児童発達支援 定員50名 医療型児童発達支援 定員60名 障害児入所支援 定員50名 障害児短期入所 定員10名 障害児日中一時支援 定員10名	平成23年度 指定管理 平成25年度 指定管理
こども心理ケアセンター かなで	情緒障害児短期治療施設 入所 定員40名 通所 定員10名	平成27年度 民設民営
中部リハビリテーションセンター	障害者センター 障害者更生相談所・精神保健福祉 センター分室 在宅支援室 井田日中活動センター 日中活動系サービス 定員85名 井田地域生活支援センター	平成28年度 直営 指定管理 平成28年度 指定管理 平成28年度 指定管理
井田重度障害者等生活施設	施設入所支援 定員50名 宿泊型自立訓練 定員20名 短期入所 定員20名 日中活動系サービス 定員70名	平成25年度 指定管理
陽光ホーム	障害者グループホーム 定員16名	平成21年度 指定管理
新たに追加	特別養護老人ホーム 定員130名程度 短期入所 定員の10%以上 地域交流スペース ※看護小規模多機能型居宅介護等の 併設を検討	平成31年度 民設民営

(参考) 福祉センター跡地活用施設の施設機能

施設名	施設機能	開設年度 運営形態
南部リハビリテーションセンター	障害者センター 障害者更生相談所・精神保健福祉センター 在宅支援室 日中活動センター 地域生活支援センター 発達相談支援センター ひきこもり地域支援センター 南部就労援助センター	直営 指定管理 指定管理 指定管理 委託 委託 委託
障害者入所施設	施設入所支援 定員47名 宿泊型自立訓練 定員20名 短期入所 定員20名 日中活動系サービス 定員67名	民設民営
特別養護老人ホーム	入所 定員120名程度 短期入所 定員の10%以上 看護小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問看護介護 地域交流スペース	民設民営
総合福祉研修センター	福祉人材の育成機能	指定管理
ウェルフェアイノベーション 連携・推進センター	福祉・介護産業の振興センター機能	委託

6. 施設配置計画



7. 今後のスケジュール

平成29年1月頃～	運営法人の選定、決定
平成29年5月頃～	運営法人による新築工事
平成31年4月（予定）	特別養護老人ホーム開設

8. 今後の検討事項

老朽化が進んでいる体育館・プールの再編整備については、障害者スポーツを取り巻く環境が変化してきていることを踏まえ、引き続き、そのあり方について検討していきます。

また、現行施設においては、リハビリテーション福祉・医療センター利用者をはじめとする障害児・者の健康づくりや社会参加の場として活用されていることも考慮して、今後の施設のあり方について検討していきます。

**川崎市リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画書
(第3次追補版)(案)について意見を募集します**

川崎市リハビリテーション福祉・医療センターは平成20年に再編整備基本計画に策定し、その後、2回に渡り複雑多様化する保健福祉医療ニーズに的確に対応するため、計画内容を変更しながら再編を進めてきております。今回は、同センター内に特別養護老人ホームを新たに整備し、すでに整備をしてきた各施設と連携を図ることにより、当センターを中部地域の総合的な地域支援の拠点としていくために計画書案を策定いたしました。この計画書案について、市民の皆様のご意見を募集いたします。

1 意見の募集期間

平成28年11月4日(金) から 平成28年12月5日(月) まで

※ 郵送の場合は、当日消印有効です。

※ 持参の場合は、12月5日(月)の17時00分までとします。

2 資料の閲覧場所

川崎市役所第3庁舎2階(情報プラザ)

各区役所(市政資料コーナー)

※ 川崎市ホームページ「意見募集」でも内容を閲覧できます。

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。(電話による受付はお受けできませんので御了承ください。)

(1) 郵 送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害計画課 ※郵送先住所と持参先住所は異なります。

(2) F A X

F A X 番号 : 044-200-3932

(3) 電子メール(専用フォーム)

川崎市ホームページ「意見募集」から、専用フォームを御利用ください。

送信先 : 40syokei@city.kawasaki.jp

(4) 持 参

川崎市健康福祉局障害計画課

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

(各区役所の高齢・障害課及び地区健康福祉ステーションでも受付いたします。)

※ 口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する市の考え方を取りまとめて、市のホームページ等で公表いたします。(御意見に対して個別回答は行いませんので御了承ください。)